

2021年7月13日

災害救助法適用地域において被害を受けられたご契約者の皆さまへの
特別措置適用について

2021年（令和3年）7月1日からの大雨により、被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

お客様からの被害についてのご連絡につきましては、以下の事故受付窓口にて承っておりますので、ご案内申し上げます。

事故受付窓口	0120-826-566（平日：午前9時～午後5時30分）
	03-5962-9520（平日：午前9時～午後5時30分）

なお、令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨により被害を受けた地域に災害救助法が適用されました。弊社では、当該地域でご契約いただいているご契約者のみなさまを対象に、以下の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望のお客さまは、弊社代理店または末尾の弊社担当窓口までご連絡ください。

1. 契約の継続手続き

災害救助法の適用日から、2か月後の9月末日までに満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法が適用された日から2か月後の9月末日までにご継続手続きをいただければ、契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

2. 保険料払込の猶予

災害救助法の適用日から、2か月後の9月末日までにお支払いいただくべき既存契約または継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から2か月後の9月末日まで、その払い込みを延期することができます。

災害救助法適用地域（2021年7月12日19時半公表）

適用市町村		適用日
静岡県	熱海市（あたみし）	2021年7月3日
鳥取県	鳥取市（とっとりし）	2021年7月7日
島根県	松江市（まつえし） 出雲市（いずもし）	

鹿児島県	出水市（いずみし） 薩摩川内市（さつませんだいし） 伊佐市（いさし） 薩摩郡さつま町（さつまぐんさつまちょう） 始良郡湧水町（あいらぐんゆうすいちょう）	2021年7月10日
島根県	安来市（やすきし） 雲南市（うんなんし）	2021年7月12日

<本件に関するお問い合わせ先>

日本支社 03-5962-9500（代） （平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分）	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー19 階
大阪事務所 06-6245-5447 （平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分）	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 3-11-18 郵政福祉心齋橋ビル 7F

以上